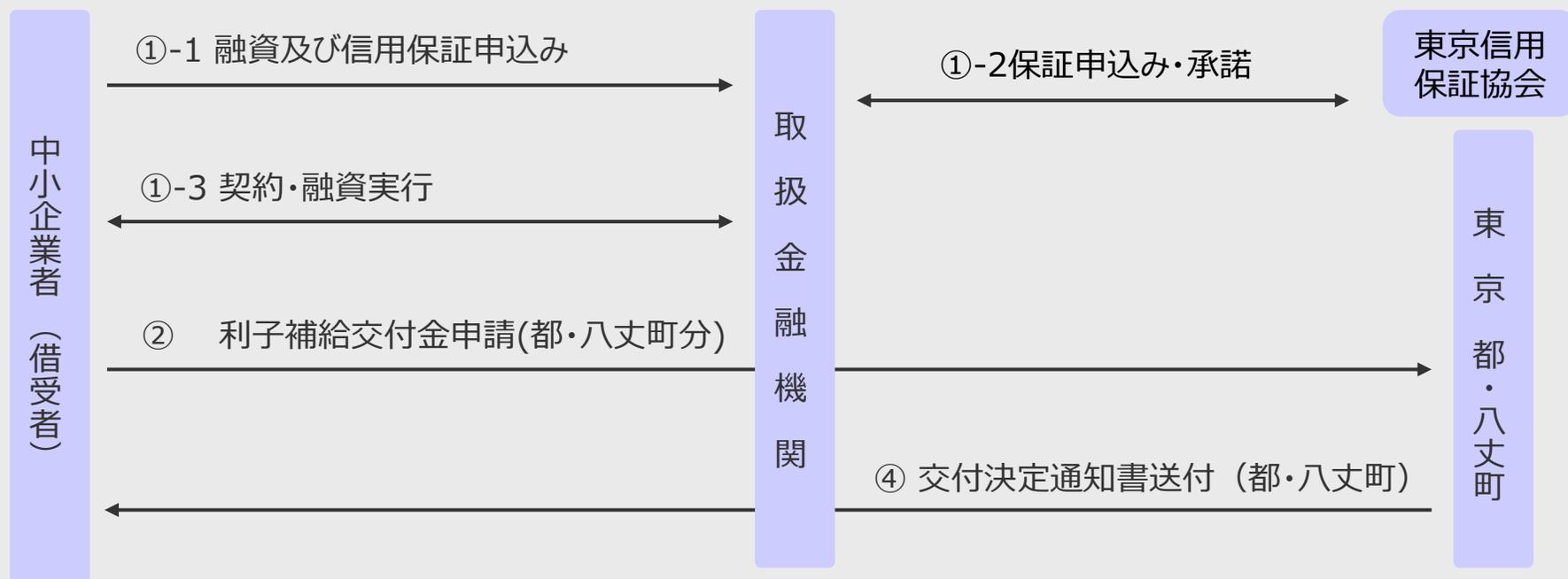


# スキーム図（八丈町の事業者向け）

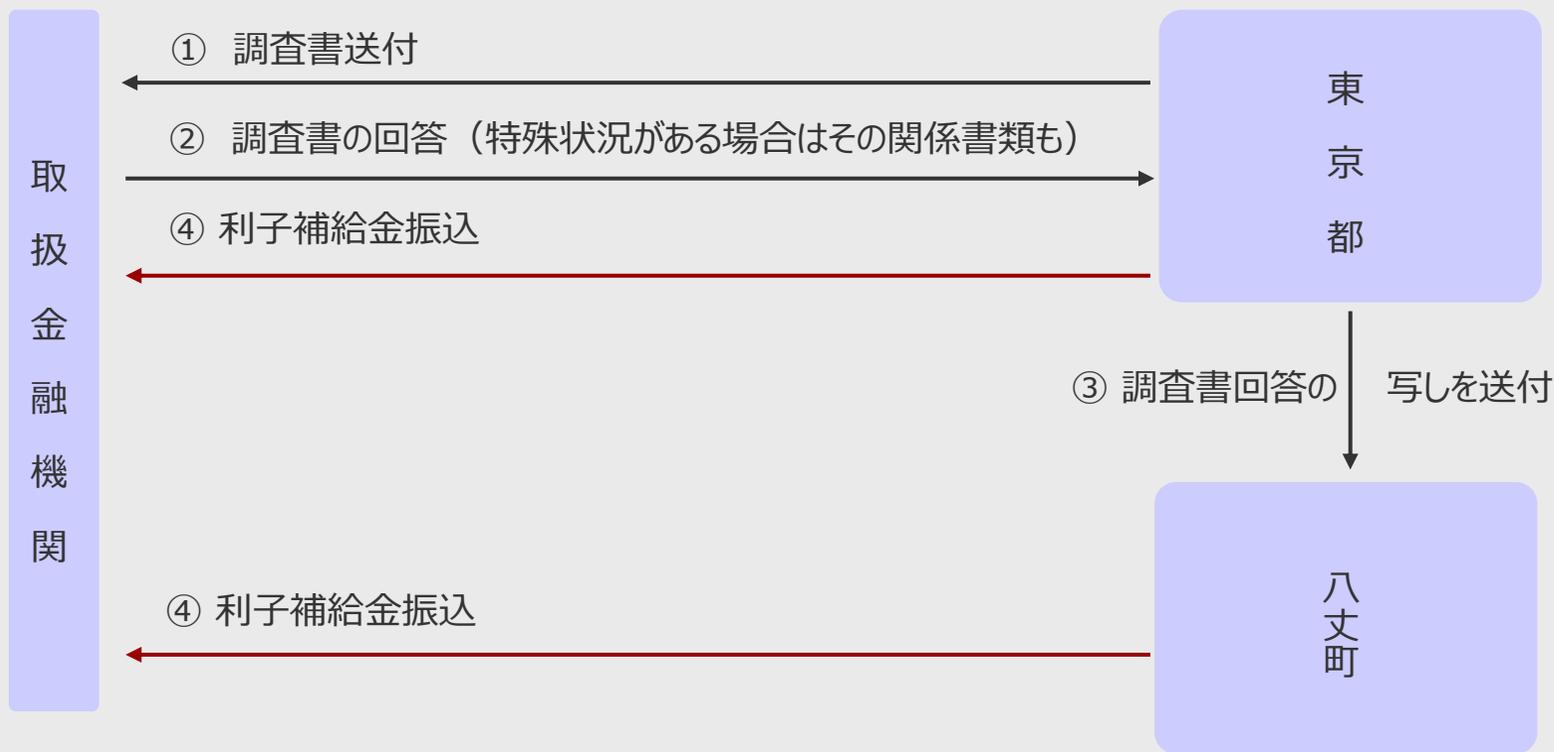
## 利子補給金交付決定までの流れ



- ① 協会による保証承諾後、金融機関と借受者が契約手続き → 融資実行
- ② 借受者は融資実行後1か月以内に「利子補給金交付申請書」及び「償還予定表の写し」を都・八丈町分作成し金融機関に送付。金融機関は、融資実行通知書（初回は支払金口座振替依頼書、印鑑証明書も）を添付し、**都・八丈町それぞれに提出**
- ③ 都及び八丈町が交付決定を行い、交付決定通知書を借受者に、写しを取扱金融機関に対しそれぞれ送付

# スキーム図（八丈町の事業者向け）

## 利子補給金支払までの流れ



- ① 都は、借受者毎に、第1回返済日から半年経過するごとに利子補給金額（都、八丈町分）を記載した「利子補給金額等調査書」を作成し、当該対象期間の最終月の末日までに、取扱金融機関に送付
- ② 取扱金融機関は、「利子補給金額等調査書」の金額、特異状況等を確認し、翌月12日までに、都に返送（約定変更等で都に未通知のものがある場合は、特異状況欄に記載し関係書類を同封）
- ③ 都は、八丈町に対し、返送された調査書等の写しを送付
- ④ 都及び八丈町は、各金融機関が指定した口座へ、当該調査書が返送された月の翌月19日に利子補給金を振込（19日が土日・祝日の場合は翌営業日）